

別 表

環境デザイン協力基準（住まい及び町並みづくりの協力基準）

1. 環境デザイン協力基準の目的等

環境デザイン協力基準は、快適で美しく、皆が愛し誇れる小布施町を創造していくために、住まいや町並みづくりの指針として策定されたもので、歴史的な個性、特徴などを継承することをねらいに置いていますが、住まいや町並みづくりに対する積極的な新しい発想、取り組みを拒否しているものではありません。

しかし、近年の新技術の開発や氾濫する情報の中から小布施の特性に合うものを見極めて、建築物の「内側は個人のもの、外側はみんなのもの」という節度を守ることが基本です。すなわち、新しい発想のデザイン（形態意匠）についても、個々の建築物の内側デザインや利用形態は自由であっても、外側のデザインは周辺環境との調和に十分配慮する必要があります。

2. 環境デザイン協力基準

(1) 敷地及び配置

(共通事項)

- 各集落のもつ家々の配置の形態を大切にする。
- 南の陽光や北風を大切にする。
- 敷地の広さは、各集落の形態に合った広さを確保する。
- 敷地内の植栽を大切にし、特に古木を切らない。
- 建物や生け垣は、道路境界、隣地境界から 1.2m以上離す。

■ 町部の家

- ・木造、大壁（真壁）式で、黒っぽい色、濃灰色（銀ねず）の日本瓦葺きで町並みの連続感を大切にする。
- ・配置を工夫して緑化に努める。
- ・隣棟との間隔を十分にとるよう、かつ、表通りの外観、出入口等に注意したい。

■ 農村部の家

- ・広い中庭をもつ集落形態を大切にする。
- ・土蔵、物置、作業スペースを考えゆとりのある敷地とし、生活ゾーンと生産ゾーンを合理的に独立させる。
- ・屋敷畑との関係を大切にする。
- ・古い通り門や土蔵は保存に努める。

■ 新しい住宅地の家

- ・ゆとりある敷地を確保する。
- ・植栽や花壇の広さを確保する。

(共通事項)

○生け垣

- ・地域に合った樹種の生け垣を普及させる。

○植栽

- ・境界からの空間が広い所は、外、内、より楽しめる高木を植える。
- ・花、実、紅葉（花の匂いも含む）等、四季を通じて楽しめる木を大切にす。

■町部の家

- ・敷地内を緑化する。ただし、伝統的な地区では、緑化により町並みの形態が崩れないよう配慮する。

■農村部の家

- ・敷地内の緑化にあたっては、栗の木や果樹などの植栽に努める。
- ・家の周囲は生け垣で囲う。

(5) 道路沿いの工作物

■土蔵、門、塀など

- ・伝統的な仕上げや形態をできる限り保存する。また、修復するときは伝統的な形態とする。
- ・通り門については機能を生かし、地域の文化を象徴する形態で保存する。

■ 広告物、看板、塔など（街灯も含む）

- ・デザイン、色、素材、大きさが周辺環境に不調和なものは避ける。
- ・標識（公共性の強いもの）以外の商業的看板などについては、壁面からの「飛び出し型」や屋根の上に突き出した看板などは避ける。

(6) 車庫・駐車場

- ・植栽や塀など町並みに配慮し、出入口は歩行者の安全に注意する。
- ・個人所有ではなく、隣地との共有などにし、大勢が共有できる半公共的なスペースにしたい。
- ・駐車場の周囲を緑化する。
- ・表通りの車庫は町並みの連続性を損なわないよう工法、材質（プレハブ、鉄骨製、シッター等は避ける。）に注意する。

(7) 自動販売機

(共通事項)

- 道路に面して直接設置しないよう心がける。
- 表に設置するときは、商品ボックスが見えないように工夫する。

■町部

- ・景観に配慮し、木製目隠しや格子を設ける。

(共通事項)

○生け垣

- ・地域に合った樹種の生け垣を普及させる。

○植栽

- ・境界からの空間が広い所は、外、内、より楽しめる高木を植える。
- ・花、実、紅葉（花の匂いも含む）等、四季を通じて楽しめる木を大切にす。

■町部の家

- ・敷地内を緑化する。ただし、伝統的な地区では、緑化により町並みの形態が崩れないよう配慮する。

■農村部の家

- ・敷地内の緑化にあたっては、栗の木や果樹などの植栽に努める。
- ・家の周囲は生け垣で囲う。

(5) 道路沿いの工作物

■土蔵、門、塀など

- ・伝統的な仕上げや形態をできる限り保存する。また、修復するときは伝統的な形態とする。
- ・通り門については機能を生かし、地域の文化を象徴する形態で保存する。

■ 広告物、看板、塔など（街灯も含む）

- ・デザイン、色、素材、大きさが周辺環境に不調和なものは避ける。
- ・標識（公共性の強いもの）以外の商業的看板などについては、壁面からの「飛び出し型」や屋根の上に突き出した看板などは避ける。

(6) 車庫・駐車場

- ・植栽や塀など町並みに配慮し、出入口は歩行者の安全に注意する。
- ・個人所有ではなく、隣地との共有などにし、大勢が共有できる半公共的なスペースにしたい。
- ・駐車場の周囲を緑化する。
- ・表通りの車庫は町並みの連続性を損なわないよう工法、材質（プレハブ、鉄骨製、シャッター等は避ける。）に注意する。

(7) 自動販売機

(共通事項)

- 道路に面して直接設置しないよう心がける。
- 表に設置するときは、商品ボックスが見えないように工夫する。

■町部

- ・景観に配慮し、木製目隠しや格子を設ける。

環境デザイン協力基準（住まい及び町並みづくりの協力基準）

1. 環境デザイン協力基準の目的等

環境デザイン協力基準は、快適で美しく、皆が愛し誇れる小布施町を創造していくために、住まいや町並みづくりの指針として策定されたもので、歴史的な個性、特徴などを継承することをねらいに置いています。住まいや町並みづくりに対する積極的な新しい発想、取り組みを拒否しているものではありません。

しかし、近年の新技术の開発や氾濫する情報の中から小布施の特性に合うものを見極めて、建築物の「内側は個人のもの、外側はみんなのもの」という節度を守ることが基本です。すなわち、新しい発想のデザイン（形態意匠）についても、個々の建築物の内側デザインや利用形態は自由であっても、外側のデザインは周辺の環境との調和に十分配慮する必要があります。

2. 環境デザイン協力基準

(1) 敷地及び配置

（共通事項）

- 各集落のもつ家々の配置の形態を大切にす。
- 南の陽光や北風を大切にす。
- 敷地の広さは、各集落の形態に合った広さを確保す。
- 敷地内の植栽を大切にし、特に古木を切らない。
- 建物や生け垣は、道路境界、隣地境界から 1.2m 以上離す。

■ 町部の家

- ・木造、大壁（真壁）式で、黒っぽい色、濃灰色（銀ねず）の日本瓦葺きで町並みの連続感を大切にす。
- ・配置を工夫して緑化に努める。
- ・隣棟との間隔を十分にとるよう、かつ、表通りの外観、出入口等に注意したい。

■ 農村部の家

- ・広い中庭をもつ集落形態を大切にす。
- ・土蔵、物置、作業スペースを考えゆとりのある敷地とし、生活ゾーンと生産ゾーンを合理的に独立させる。
- ・屋敷畑との関係を大切にす。
- ・古い通り門や土蔵は保存に努める。

■ 新しい住宅地の家

- ・ゆとりある敷地を確保す。
- ・植栽や花壇の広さを確保す。